

徳島県告示第百六十一号

次のとおり特定農業用ため池の指定を解除したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 1 指定解除年月日

令和八年二月二十七日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
瓢箪	阿南市長生町西ノ谷一番地
日吉中池	阿波市土成町成当字大場一四六八番地二ほか
願成谷池	板野郡上板町神宅字山田四六番地二

二 1 指定解除年月日

令和八年三月五日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名 称	所 在 地
吉田池	鳴門市北灘町折野字桜井六一番地
丸山一	同 瀬戸町明神字丸山二三番地ほか